

第214期 報 告 書

(2024年4月1日から2025年3月31日まで)

(事業報告)

第214期事業報告 1

(計算書類等)

連結計算書類 36

計算書類 39

監査報告書 42

第214期事業報告

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

1 当社の現況に関する事項

(1) 企業集団の事業の経過及び成果等

【企業集団の主要な事業内容】

当社グループは、当社及び連結子会社6社で構成され、銀行業務を中心に、貸金業務、リース業務、保証業務等の金融サービスに係る事業のほか、事務処理代行業務等を行っております。

当社グループの事業に係る位置づけは次のとおりであります。

(銀行)

当社においては、預金業務、貸出業務、内国為替業務、証券・投資信託・保険等の窓口販売業務等を行い、これらの業務の取引増進に積極的に取り組んでおり、中心業務と位置づけております。

(連結子会社)

連結子会社における主な業務は、スルガスタッフサービス株式会社の人材派遣業務、ダイレクトワン株式会社の貸金業務・リース業務・保証業務、株式会社エイ・ピー・アイの印刷業務、スルガカード株式会社のクレジットカード業務、スルガ・キャピタル株式会社の投資業務、スルガコンピューターサービス株式会社の事務処理代行業務・システム開発業務であります。

【金融経済環境】

当連結会計年度における経済環境は、旺盛なインバウンド消費や賃上げ等を背景とした個人消費の増加に支えられ、景気の底堅さが見られました。物価動向に目を向けると、企業の価格転嫁が進んだことや一部生鮮食品価格の高騰などを背景に、当該期間の国内物価上昇率は前年同月比2%超で推移しました。注目された企業の賃上げ動向は、好調な企業業績や人手不足等を背景に、中小企業含め前年に続き高い賃上げ率となりました。

金融面においては、海外の中央銀行が緩やかなインフレ減速を背景に利下げに転換した反面、国内においては底堅い物価・賃金上昇を背景に、政策金利は約17年ぶりに0.5%まで引き上げられました。

このような環境のもと、本邦長期金利は期初0.7%台前半で始まった後、日本銀行の政策金利引き上げ等を背景に総じて右肩上がりの推移となりました。2025年に入ると更なる政策金利の引き上げが意識され、3月には1.5%台後半をつける場面がありましたが、米国の関税政策による世界的な景気減速懸念などを背景にやや水準を切り下げ、1.4%台後半で期末を迎えました。

外国為替市場は期初1ドル151円台半ばで始まりましたが、日本銀行が金融緩和政策を維持するとの思惑等を背景に、約37年ぶりの水準となる1ドル161円台後半まで円安が進行しました。その後、日本銀行の利上げ・米FRBの利下げを受けて円安進行が一服し、1ドル149円台後半で期末を迎えました。

日経平均株価は期初39,000円台で始まった後、米国株の上昇に合わせて水準を切り上げ、7月には史上最高値である42,000円台前半まで上昇する場面が見られました。2025年に入ると、米国の関税政策による国内景気への負の影響が意識され、35,000円台で期末を迎えました。

【企業集団の事業の経過及び成果】

このような金融経済情勢のなか、当連結会計年度における当社グループの事業の成果は次のとおりとなりました。

預 金 当連結会計年度末残高は、前年度末比964億89百万円減少し、3兆1,484億18百万円となりました。また、個人預金を含めた個人預り資産残高は、前年度末比705億8百万円減少し、2兆6,638億97百万円となりました。

貸 出 金 当連結会計年度末残高は、前年度末比1,162億22百万円増加し、2兆1,928億35百万円となりました。

有価証券 当連結会計年度末残高は、前年度末比528億75百万円増加し、3,289億56百万円となりました。

損 益 経常収益は、株式等売却益の減少等に伴うその他経常収益の減少等により、前年度比3億55百万円減少し、910億92百万円となりました。経常費用は、国債等債券償還損の減少等により、前年度比58億73百万円減少し、649億32百万円となりました。この結果、経常利益は前年度比55億18百万円増加し、261億59百万円となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前年度比48億2百万円増加し、201億77百万円となりました。

営業店舗につきましては、中期経営計画「Re:Start2025」で掲げる構造改革の一環として、店舗業務機能の見直しに取り組み、当事業年度は静岡エリア4店舗の店舗統廃合と、首都圏・広域エリア4店舗のローンプラザへのリニューアルを実施いたしました。具体的には、「富士支店」を「富士吉原支店」に、「中伊豆支店」を「修善寺支店」に、「金谷支店」、「島田支店」を「藤枝支店」に、それぞれ統合し、「千葉出張所」、「札幌支店」、「福岡支店」、「大宮出張所」は、住宅ローン関連の新規相談業務に特化したローンプラザとしてリニューアルいたしました。

当期末の店舗数はインターネット支店の10店舗を含め103か店となっております。店舗外ATMにつきましては、当社の店舗外ATMのほか、「セブン銀行ATM」、「イーネットATM」、及び「イオン銀行ATM」を含め、当年度末43,689か所となりました。

SDGsへの取組みに向け、当社グループとして定めた4つの重要課題(マテリアリティ)のうち「サステナブルな地域経済・社会の構築」を目指す取組みとして、自転車振興による地域活性化に向けた地元連携の基盤づくりを進めており、新たに自治体等2先を加え、2025年3月末時点において27の自治体/民間企業等との「自転車振興に関するパートナーシップ協定」を締結し、様々なシティプロモーションやサイクリングイベントを実施してきました。

こうしたサステナビリティ推進を強化していく新たな取組みとして、2025年4月1日付にて「地域創生室」を設置いたしました。サイクリングプロジェクトを軸に地域経済活性化を図るとともに、様々な地域社会への貢献活動を統括、支援することで、持続可能な地域経済と豊かで暮らしやすい社会の実現に貢献してまいります。

【企業集団の対処すべき課題】

金利ある世界

当社の事業を取り巻く環境変化として、「金利ある世界」があげられます。当社事業への影響については、変動金利比率が高い当社の貸出金ポートフォリオは、金利上昇局面において、一定の優位性が期待できます。一方で、その上昇スピードやターミナルレート等に応じ、インフレ期待や需要、賃金、賃料などが影響を受け、複合的な変化が予想されます。

これら複合的な変化を機敏に捉え、レジリエンスの高いポートフォリオ・マネジメントをしていくことがますます重要になってきております。複合的な変化が既に生じている預金市場においては、金利による獲得競争が激化するなかで、個人預金だけでなく、個人の預り資産である投資信託や保険などの投資性商品を含めた、お客さまのトータルな資産形成を目的にした資産コンサルティング活動などをますます強化し、「預金量」とともに「粘着性の向上」に取り組んでまいります。

中期経営計画と取組み

当社は、2023年4月より中期経営計画“Re:Start 2025 Phase 2”（以下、「フェーズ2」といいます。）をスタートし、再成長に向けた取組みを積極的に進めております。

フェーズ2で掲げる経営戦略は次のとおりです。

- I. リテール・ソリューション事業の進化
- II. 持続可能な収益構造の構築
- III. リスクテイクとリスク分散

（フェーズ2の詳細及びその進捗につきましては、本報告書5頁及び当社ホームページの「株主・投資家の皆さま」をご覧ください。

（<https://www.surugabank.co.jp/surugabank/investors/>）

上記経営戦略を進めていくため、主に以下の取組みを行っております。

営業部門においては「コミュニティバンク」、「ダイレクトバンク」、「首都圏・広域バンク」、「市場ファイナンス本部」の4つのプロフィットセンター（事業部門）に再編し、1つの領域に依存することなく、各事業領域が着実に成長しております。

「コミュニティバンク」では、地元である静岡県と神奈川県各エリア所属のファイナンシャルアドバイザーが、各々100名のお客さまを担当し、お客さま一人ひとりの“不”への理解を深め、解消に向けた最適な提案を行うコミュニケーション施策「100人プログラム」といったお客さまの資産形成に向けた取組みなどを実践し、お客さまに寄り添いながら、良質かつ長期的な関係の構築を進めております。「ダイレクトバンク」では、多様な生活スタイルに則したWebやスマートフォンを介した非対面取引のサービスの充実を図っております。「首都圏・広域バンク」では、“One to One対応”による、お客さま一人ひとりに適したコンサルティングを充実させることにより、住宅ローンや投資用不動産ローンを中心にお客さまに寄り添ったローン推進を行っております。「市場ファイナンス本部」では、リスク分散を図った良質なアセットポートフォリオの構築を進めております。

株式会社クレディセゾンとの資本業務提携については、提携当初に掲げた「不動産ファイナンス」、「住宅ローン」、「クレジットカード」の3つの優先領域におけるビジネスが順調に進捗して

おります。また、株式会社クレディセゾンが保証する個人事業主のお客さま向けフリーローンの取扱いも開始するなど、協業領域が拡大していることに加え、相互出向や営業・業務部門間における意見交換などの人財交流も進めております。両社のリテールノウハウを最大限活用し、シームレスに連携することにより、金融分野におけるあらゆる「困りごと」や「不」（不安、不便、不満等を意味します。）の問題に対してソリューションを提供しております。今後も、両社のリテールノウハウを最大限活用しながら、「Neo Finance Solution Company」の創造を目指してまいります。

人的資本投資については「70歳まで活躍・貢献を期待するスルガ」との方針を掲げたベテラン社員の活躍支援策、ダイバーシティ推進に向けた「未来経営塾（Lite）」、社員のキャリア形成を支援する「キャリアビジョン対話」などに取り組んでおります。

今後は、人的資本投資に加え、ITプラットフォームやDXへの投資も積極的に進めてまいります。

株主の皆さま、お客さま、その他ステークホルダーの皆さま方には、より一層のご支援を賜りますようお願い申し上げます。

中期経営計画の全体像 ～ “Re:Start 2025 Phase 2”

あってよかった 出会えてよかった



企業理念

“あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。”

ビジョン

お客さま満足

株主価値

社員満足

社会への貢献

Phase1/2共通

- ・企業理念の実現に向けて、**お客さま本位の業務運営**を徹底し、コアビジネスであるリテールバンキングへの取組みを通じて、当社ならではの**独自の価値提供**を実現することで、お客さまに心から満足していただき、社員もやりがいを感じる**“新しいスルガ銀行の姿”**を創出
- ・コンプライアンスの徹底とリスク・リターン**の適正なコントロール**を行う態勢を構築し、公共性が高い金融機関として**“持続可能な新たなビジネスモデル”**を展開

Phase2
経営戦略

I. リテール・ソリューション事業の進化

お客さまの“不*1”を起点にした**“違いの創造”**を追求し、お客さまに**“あってよかった、出会えてよかった”**をお届けする

*1 不安、不便、不満等

II. 持続可能な収益構造の構築

既存債権回収に伴うトップライン低下を、“**3つの施策（4つの自律型プロフィットセンターによる新事業収益の成長、コスト構造改革、債権品質向上による実質与信費用の低位安定化）**”で打ち返し、持続的成長が実現できる収益構造へ転換する

III. リスクテイク と リスク分散

“**RAF(リスクアベタイト・フレームワーク)**”に則り、選択領域での積極的リスクテイクと検証を繰り返すと共に、従来の特定不動産領域*2に集中したリスク構造からの分散を進める

*2 中期経営計画第1フェーズの本格展開以前に実行した一棟収益不動産（築古・地方所在物件が相対的に高占率）

(2) 企業集団及び当社の財産及び損益の状況

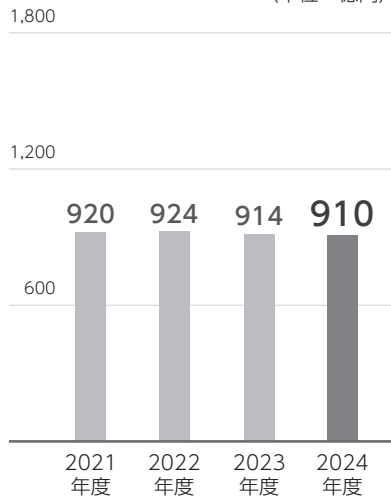
イ 企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
経常収益	92,072	92,403	91,447	91,092
経常利益	10,596	13,266	20,641	26,159
親会社株主に帰属する当期純利益	7,960	10,576	15,375	20,177
包括利益	△2,673	7,923	32,325	16,449
純資産額	264,229	271,040	295,120	295,818
総資産	3,589,982	3,639,910	3,560,741	3,462,268
信託財産	1,243	1,128	1,012	920
信託報酬	0	0	0	0

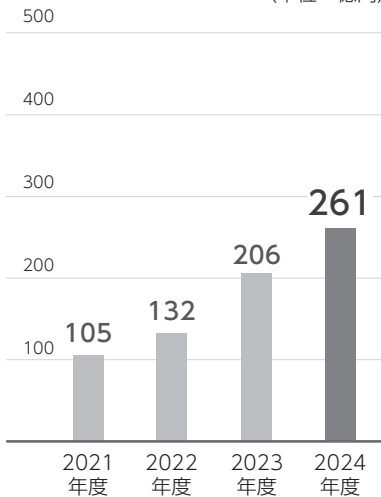
■ 経常収益

(単位：億円)



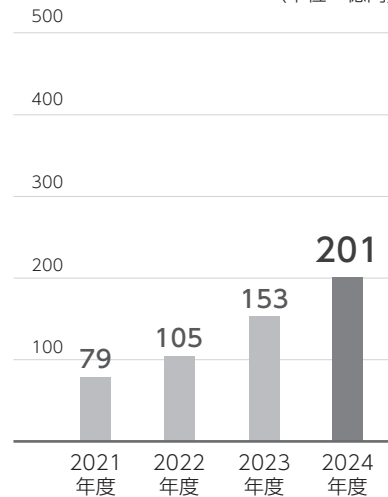
■ 経常利益

(単位：億円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益

(単位：億円)



□ 当社の財産及び損益の状況

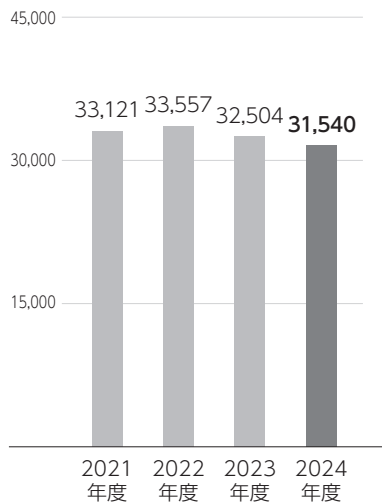
(単位：百万円)

	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
預 金	3,312,181	3,355,740	3,250,493	3,154,078
定期性預金	1,736,399	1,671,442	1,565,872	1,461,930
その他	1,575,781	1,684,297	1,684,620	1,692,148
貸 出 金	2,138,587	2,080,150	2,066,732	2,183,843
個人向け	1,844,322	1,676,137	1,559,103	1,485,744
中小企業向け	217,992	293,984	383,275	536,980
その他	76,273	110,029	124,354	161,119
商 品 有 価 証 券	82	85	42	44
有 価 証 券	466,243	303,504	281,675	334,690
国 債	—	29,763	21,406	61,389
その他	466,243	273,741	260,269	273,301
総 資 産	3,568,782	3,620,806	3,540,476	3,443,892
内 国 為 替 取 扱 高	10,741,740	12,003,372	11,465,177	11,810,118
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 570	百万ドル 294	百万ドル 154	百万ドル 69
経 常 利 益	10,093	11,267	20,156	25,649
当 期 純 利 益	7,854	9,537	15,025	19,784
1 株 当 たり 当 期 純 利 益	円 銭 34.26	円 銭 50.63	円 銭 73.73	円 銭 104.76
信 託 財 産	1,243	1,128	1,012	920
信 託 報 酬	0	0	0	0

(注) 定期性預金は、「定期預金」から確定拠出年金定期を除き、「その他の預金」のうち外貨定期預金を含みます。

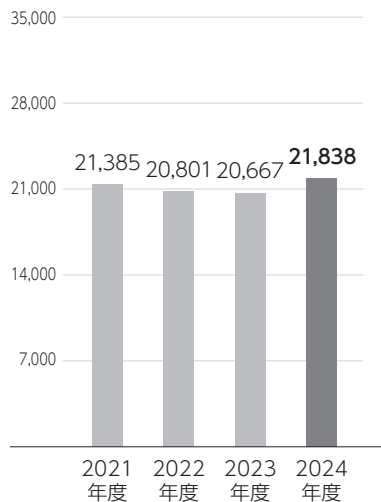
預金

(単位：億円)



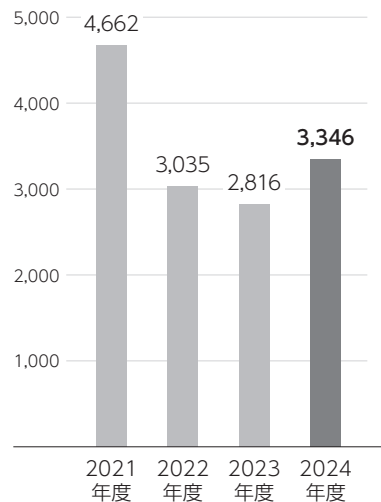
貸出金

(単位：億円)



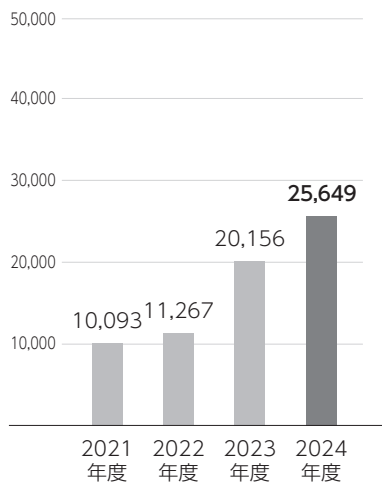
有価証券

(単位：億円)



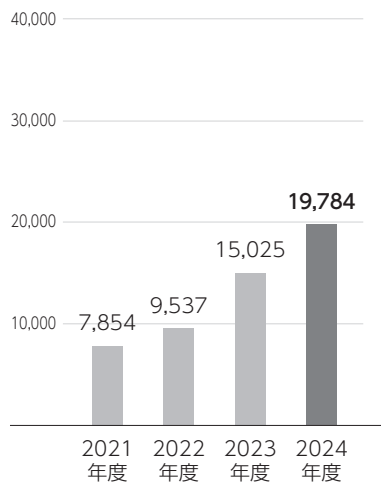
経常利益

(単位：百万円)



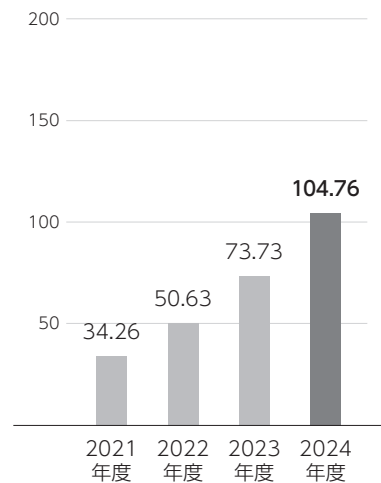
当期純利益

(単位：百万円)



1株当たり当期純利益

(単位：円)



(3) 企業集団の使用人の状況

イ 企業集団の使用人の状況

	当 年 度 末	
	銀 行	そ の 他
使 用 人 数	1,172人	233人

(注) 使用人数には、臨時雇員、嘱託等及び外部への出向者は含まれておりません。

ロ 当社の使用人の状況

	当 年 度 末
使 用 人 数	1,203人
平 均 年 齢	45歳8月
平 均 勤 続 年 数	21年5月
平 均 給 与 月 額	480千円

- (注) 1 使用人数には、臨時雇員及び嘱託等は含まれておりません。
 2 平均年齢、平均勤続年数、平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3 平均給与月額は、賞与を除く3月中の平均給与月額であります。

(4) 企業集団の主要な営業所等の状況

イ 銀行業

(イ) 営業所数

	当 年 度 末
静 岡 県	59 店 (1) うち出張所
神 奈 川 県	35 (1)
東 京 都	3 (-)
北 海 道	1 (1)
埼 玉 県	1 (1)
千 葉 県	1 (1)
愛 知 県	1 (-)
大 阪 府	1 (-)
福 岡 県	1 (1)
合 計	103 (6)

(注) 上記のほか、店舗外ATMを43,689か所設置しております。当社の店舗外ATM76か所のほか、セブン銀行ATM26,089か所、イーネットATM11,460か所及びイオン銀行ATM6,064か所を含みます。

- (ロ) 当年度新設営業所
当年度の新設営業所はありません。

(ハ) 銀行代理業者の一覧

氏名又は名称	主たる営業所又は事務所の所在地	銀行代理業以外の主要業
ソニー銀行株式会社	東京都千代田区内幸町二丁目1番6号	銀行業
株式会社クレディセゾン	東京都豊島区東池袋三丁目1番1号	消費者向け貸金業等

- (二) 当社が営む銀行代理業等の状況
該当事項はありません。

ロ その他事業

スルガカード株式会社本社：東京都中央区日本橋室町一丁目7番1号ほか

(5) 企業集団の設備投資の状況

イ 設備投資の総額

(単位：百万円)

事業セグメント	金額
銀行	896
その他	264
合計	1,161

ロ 重要な設備の新設等

(単位：百万円)

事業セグメント	内容	金額
銀行	店舗移転、改装等	823

ハ 重要な設備の処分、除却

重要な設備の処分、除却はありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況
子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務 内 容	資本金	当社が有 する子会 社等の議 決権比率
スルガスタッフ サービス株式会社	静岡県沼津市通横町23番地	人材派遣業務	20 百万円	100.00%
ダイレクトワン 株式会社	静岡県沼津市魚町1番地	貸金業務、リース 業務、保証業務	2,400 百万円	79.53%
株式会社 エイ・ピー・アイ	静岡県沼津市小諏訪30番地の1	印刷業務	50 百万円	51.00%
スルガカード 株式会社	東京都中央区日本橋室町 一丁目7番1号	クレジットカード 業務	50 百万円	50.00%
スルガ・キャピタル 株式会社	静岡県沼津市魚町1番地	投資業務	200 百万円	50.00%
スルガコンピューター サービス株式会社	静岡県駿東郡長泉町東野 字八分平500番地の12	事務処理代行業務 システム開発業務	100 百万円	50.00%

- (注) 1. 当社が有する子会社等の議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
2. スルガスタッフサービス株式会社は、2025年4月1日を効力発生日としてスルガコンピューターサービス株式会社に吸収合併され、解散いたしました。
3. スルガコンピューターサービス株式会社は、2025年4月1日を効力発生日としてスルガスタッフサービス株式会社を吸収合併し、会社名をスルガビジネスソリューション株式会社に商号変更するとともに資本金を50百万円に減資しました。

重要な業務提携の概況

- 1 地方銀行61行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称ACS）を行っております。
- 2 地方銀行61行と都市銀行、信託銀行、第二地方銀行協会加盟行、信用金庫、信用組合、系統農協・信漁連（農林中金、信連を含む）、労働金庫との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出し等のサービス（略称MICS）を行っております。
- 3 地銀ネットワークサービス株式会社（地方銀行61行の共同出資会社、略称CNS）において、データ伝送の方法により取引先企業との間の総合振込・口座振替・入出金取引明細等各種データの授受のサービス等を行っております。
- 4 当社は、株式会社クレディセゾンとの間に資本業務提携に関する契約を締結しております。両社の相互対等の精神に基づいた本提携により、両社が緊密かつ迅速に協業し、バンクとノンバンク双方の強みを融合させた新しいビジネスモデルを創出することで、両社の中長期的な企業価値の向上を目指しております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当事項はありません。

(8) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、取締役責任調査委員会の報告書に基づき、創業家ファミリー企業に係る与信管理の問題について、2018年12月27日に旧取締役に対し損害賠償請求訴訟を提起し、2024年4月25日に当社の旧取締役に対する請求をいずれも棄却する判決の言渡しを受けました。当社は、当該判決の全部を不服として、2024年5月8日に東京高等裁判所に控訴を提起いたしました。2025年3月27日に原判決を取り消し、静岡地方裁判所へ差し戻す旨の判決を受け、改めて静岡地方裁判所の判断を求めることとなりました。

2 会社役員（取締役）に関する事項

(1) 会社役員（取締役）の状況

(2024年度末現在)

氏名	地位	担当及び重要な兼職
加藤 広亮	代表取締役社長	株式会社クレディセゾン 取締役
戸谷 友樹	代表取締役 専務執行役員	コミュニティバンク本部長
堤 智亮	取締役 専務執行役員	CCO 審査本部長
宮島 健	取締役 常務執行役員	IT・オペレーション本部長
高橋 直樹	取締役	株式会社クレディセゾン 代表取締役（兼）副社長執行役員 CHO セゾン投信株式会社 取締役会長 ブロードマインド株式会社 社外取締役
草木 頼幸	取締役 (社外取締役)	-
山本 幸央	取締役 (社外取締役)	三機工業株式会社 社外取締役 取締役会議長
秋田 達也	取締役 監査等委員	-
野下 えみ	取締役 監査等委員 (社外取締役)	ふじ合同法律事務所 弁護士 東京簡易裁判所 調停委員 一般社団法人日本循環器学会 監事 ニチハ株式会社 社外取締役
行方 洋一	取締役 監査等委員 (社外取締役)	行方国際法律事務所 代表弁護士 LINE Pay株式会社 社外監査役

- (注) 1 取締役監査等委員の秋田達也氏は、常勤の監査等委員であります。常勤の監査等委員を選定している理由は、当社の業務執行に関する知識及び経験を活かし、監査の実効性をより高めるとともに、持続可能な監査体制を構築するためであります。
- 2 取締役監査等委員の秋田達也氏は、長年にわたる財務及び会計に関する業務を経験しており、同業務における相当程度の知見を有するものであります。

(2) 会社役員に対する報酬等

① 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、指名・報酬委員会の審議・答申を踏まえて、取締役会決議により、以下のとおり報酬ポリシーを定めております。

1. 経営方針

当社は、“お客さま本位の業務運営の先にある当社が目指す姿”、“そのために追求すべきこと”を検討した結果、「あってよかった、出会えてよかった、と思われる存在でありたい。」と表現する新たな企業理念に至りました。

お客さま本位の業務運営を徹底し、当社の強みであるリテールバンキングを通じた独自の価値提供によりお客さまに心から満足していただき、結果として、株主、社員、そして社会にも価値提供することができる“新しいスルガ銀行の姿”の創出を目指します。

2. 役員報酬の基本方針

当社は、役員報酬を上記の経営方針を実現するための位置づけとし、以下の点に基づき、構築・運用するものとします。

- ・当社グループの業績や株式価値との連動を重視し、短期的な業績のみならず、中長期的に継続した業績向上と企業価値向上への貢献意欲を一層高める制度とします。
- ・経営方針の実現を担う優秀な人材を社内外から確保することを目的に、各職責に応じた適切な報酬水準・報酬体系とします。
- ・報酬決定プロセスの客観性・透明性を確保し、全てのステークホルダーの皆さまから信頼される報酬制度とします。
- ・具体的な役員報酬制度の設計については、今後の法制度の動向や社会的な動向を踏まえ、常に適切な報酬制度であり続けるよう継続して検討します。

3. 報酬ガバナンス

役員報酬制度の内容の独立性・客観性・透明性を高めるために、取締役会の任意の諮問機関として、委員長及び委員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会を設置しております。役員報酬の基本方針や役員報酬制度の内容等につき十分な審議を経たうえで、取締役会に対して助言・提言を行います。また、社外からの客観的視点及び役員報酬制度に関する専門的知見を導入するため、外部の報酬コンサルタントを起用し、その支援を受け、外部データ、経済環境、業界動向及び経営状況等を考慮し、報酬制度の内容について検討することとします。

取締役会は、個人別の報酬額について、指名・報酬委員会に原案を諮問するとともに、代表取締役社長に対し、個人別の報酬額の具体的内容を、指名・報酬委員会の答申を踏まえて決定することを委任するものとします。指名・報酬委員会に諮問する内容は、各取締役の基本報酬の額及び各取締役の目標達成度等を踏まえた賞与

の評価配分とします。また、上記の委任を受けた代表取締役社長は、当該諮問による答申の内容を踏まえた決定をしなければならないこととします。なお、株式報酬は、指名・報酬委員会の答申に基づき、取締役会で取締役個人別の交付株式数を決議します。

4. 報酬水準

役員報酬の水準については、上記の基本方針に基づき適正な水準になるよう決定しております。具体的には、当社の事業内容及び経営環境を考慮しながら、外部調査機関の提供するデータベースを定期的に確認し、同業他社（地方銀行）や利益水準が同規模である企業の役員報酬水準を参考に決定します。

5. 報酬構成

当社の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。以下同じ。）の報酬は、各役員の役割や役位に応じた「基本報酬（金銭）」、短期インセンティブ報酬としての「賞与（金銭）」、及び中長期インセンティブ報酬としての「株式報酬（株式）」の3部構成とします。また、報酬構成の標準モデルは、基本報酬60%、賞与20%、株式報酬20%を原則としますが、各役員の役割や役位によっては、会社業績及び企業価値向上へのコミットメントをより強める観点から、インセンティブ報酬の比率を高める設計とすることで、中長期的な企業価値の向上を後押しするための報酬構成としております。なお、社外取締役及び監査等委員の報酬は、過度なリスクテイクを防止し、取締役を適切に監督する観点から、業績には連動させず、「基本報酬」のみで構成されます。

6. 報酬項目の概要

<基本報酬>

職責の大きさに応じて役割や役位ごとに金額を決定し、月額固定報酬として支給します。

<賞与>

年度ごとの当社グループの会社業績、担当部門の業績及び取締役個人の業務執行に対するインセンティブ付与を目的として、原則、事業年度終了後3ヵ月以内に支給します。本報酬は、各役員の目標達成度等に応じて、0～150%の範囲内で変動します。

<株式報酬>

当社グループの中長期的な会社業績及び企業価値の向上に対するインセンティブ付与及び株主との利害意識の共有を促すことを目的として、原則として退任時に支給します。

株式報酬は、中期経営計画の目標達成度等に応じて決まる業績連動(Performance Share)部分と、株主との利害意識の共有を促す非業績連動(Restricted Stock)部分により構成され、業績連動部分の割合はおおむね5割以上とします。

- ・業績連動 (Performance Share)
中期経営計画における財務目標である連結当期純利益等を指標とし、目標達成度等に応じて0～150%の範囲内で変動します。
- ・非業績連動 (Restricted Stock)
株主価値との連動を一層促すため、交付株式数固定の株式報酬として支給します。

なお、本制度は、対象者に対して、毎年、ユニットを付与し、退任時にユニット数に相当する当社株式を交付するものです。

7. 株式報酬の没収 (クローバック・マルス)

過度なリスクテイクを抑制し、経営の健全性を確保するとともに、会計不正等の重大な不祥事や過年度決算の大規模訂正を未然に防止することを目的に、株式報酬の全部又は一部の没収を求める条項 (いわゆるクローバック条項、マルス条項) を株式交付規程に制定いたします。

取締役会が、取締役の在任期間中に重大な不適切行為等があったと判断した場合には、指名・報酬委員会での審議・答申結果を踏まえて、株式報酬を受ける権利の全部若しくは一部の没収、又は支給済み株式報酬の全部若しくは一部の返還を当該取締役に請求するか否かにつき決議するものとします。

8. 情報開示等の方針

役員報酬制度の内容については、ディスクロージャー・ポリシーに基づき、各種法令等に従い作成・開示することとなる有価証券報告書、株主総会参考書類、事業報告、コーポレート・ガバナンス報告書及びホームページ等を通じ、迅速かつ積極的に開示します。また、株主や投資家の皆さまとのエンゲージメントについても、積極的に実施します。

② 取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当社は、上記報酬ポリシーのとおり、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、代表取締役社長加藤広亮が取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。

その権限の内容は、各取締役の基本報酬額及び賞与に係る個別配分額の決定であります。

上記の権限を委任した理由は、事前に指名・報酬委員会の審議・答申を経ることにより決定プロセスの独立性及び客観性が確保されていることを前提として、業務執行を統括する代表取締役社長が、指名・報酬委員会の答申の範囲内において、当社全体の業績を俯瞰しつつ個々の業務執行取締役の目標達成度等の評価を実施することに最も適しているからであります。

③ 当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役会は当該権限が代表取締役社長によって適切に行使されるよう、委員長及び委

員の過半数を独立社外取締役とする指名・報酬委員会において、公正、透明かつ厳格な答申を経たことを確認し、当該手続きを経て取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は当事業年度の取締役の報酬が当該方針に沿うものであると判断しております。

なお、当該指名・報酬委員会は2024年度において11回開催しており、審議した報酬に関する主な内容としては以下のとおりです。

- ・取締役等の指名・報酬について
- ・取締役評価、賞与支給について
- ・株式交付、株式報酬支給について

④ 取締役の報酬等の総額等

(単位：百万円)

区 分	支給 人数	報酬 等	報酬等の種類別の総額				
			基本 報酬	賞与	株式報酬		
					非業績連動部分	業績連動部分	
取締役(監査等委員を除く)	6名	287	129	23	10	124	
(うち社外役員)	(2名)	(24)	(24)	(-)	(-)	(-)	
取締役(監査等委員)	4名	49	49	-	-	-	
(うち社外役員)	(3名)	(30)	(30)	(-)	(-)	(-)	

- (注) 1 取締役(監査等委員を除く)の支給人数には、無報酬の取締役1名を含んでおりません。
- 2 「株式報酬」は、当事業年度における事後交付型株式報酬に係る費用計上額を記載しております。当社は非金銭報酬として事後交付型株式報酬を導入しております。制度概要としては、取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)に対し非業績連動部分の固定ユニットと業績連動部分の業績連動ユニットを毎年付与し、退任時にユニット数に相当する当社株式を交付するものです。なお、業績指標としては当社の中期経営計画における財務目標である連結当期純利益等を選択しております。本指標を選択した理由としては、株主の皆さまとの利害共有のために掲げている中期経営計画を重要視しているためです。2025年度の実績に応じて0~150%の範囲内で変動するため、実績については、2025年度の結果が把握でき次第、有価証券報告書に記載いたします。
- 3 上記人数には、2024年6月26日に退任した取締役(監査等委員)1名を含んでおります。
- 4 2019年6月26日開催の第208期定時株主総会において、取締役(監査等委員である取締役を除く。)は年額300百万円以内(うち社外取締役50百万円以内)と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は4名)です。また、同定時株主総会において、監査等委員である取締役は年額100百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名(うち、社外取締役は3名)です。
- 2020年6月26日開催の第209期定時株主総会において、第208期定時株主総会における決議とは別に取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。)に事後交付型株式報酬として対象期間ごとに付与する金銭報酬債権金額の上限を675百万円、交付等が行われる当社普通株式等の数の上限を1事業年度あたり800,000ユニット(1ユニットは当社普通株式1株)とする決議をいただいております。また、役員退職慰労金からの移行措置として付与されるユニットの原資として、150百万円を上限とする金銭報酬債権、300,000ユニットを上限とするユニット(1ユニットは当社普通株式1株)を別途付与する決議をいただいております。当該定時株主総会終結時点の株式報酬の対象となる取締役(社外取締役及び監査等委員である取締役を除く)の員数は6名です。

(3) 責任限定契約

当社は、定款において、業務執行取締役等を除く取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これに基づき、下記5名の非業務執行取締役は当社との間で、当該責任限定契約を締結しております。

氏名	責任限定契約の内容の概要
高橋直樹	会社法第423条第1項の責任について、その職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、損害賠償責任を負うものとしております。
草木頼幸	
山本幸央	
野下えみ	
行方洋一	

(4) 補償契約

該当事項はありません。

(5) 役員等賠償責任保険契約に関する事項

当社は、取締役全員を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しております。

保険料は特約部分も含め当社が全額負担しており、被保険者の保険料負担はありません。当該保険契約では、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について補填することとしています。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害は補填されないなど、一定の免責事由があります。

3 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏 名	兼職その他の状況
草 木 頼 幸	—
山 本 幸 央	三機工業株式会社 社外取締役 取締役会議長
野 下 え み	ふじ合同法律事務所 弁護士 東京簡易裁判所 調停委員 一般社団法人日本循環器学会 監事 二チ八株式会社 社外取締役
行 方 洋 一	行方国際法律事務所 代表弁護士 L I N E P a y 株式会社 社外監査役

- (注) 1 当社と三機工業株式会社との間に特別な関係はありません。
- 2 当社とふじ合同法律事務所、東京簡易裁判所、一般社団法人日本循環器学会及び二チ八株式会社との間には特別な関係はありません。
- 3 当社と行方国際法律事務所との間には特別な関係はありません。当社はL I N E P a y 株式会社と決済サービスに関する取引がありますが、直前事業年度における当該企業の年間連結売上高及び当社の連結業務粗利益それぞれに対する当該取引金額の割合は1%未満であります。
- 4 取締役草木頼幸氏、取締役山本幸央氏、取締役（監査等委員）野下えみ氏及び取締役（監査等委員）行方洋一氏につきましては、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言 その他の活動状況
取締役 草木 頼 幸	4年9ヶ月	○取締役会 17回開催中17回出席	企業経営者としての豊富な経験を活かし、営業や人材マネジメントなど幅広い知識と見識に基づく意見・提言を通じて、業務執行を適切に監督しております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員長として、積極的に提言しております。
取締役 山本 幸 央	1年9ヶ月	○取締役会 17回開催中17回出席	金融機関の経営者としての豊富な経験を活かし、人事・労務分野など幅広い知識と見識に基づく意見・提言を通じて、業務執行を適切に監督しております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員としても公平中立な観点からの言動により当社の意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。
取締役 監査等委員 野下 え み	6年9ヶ月	○取締役会 17回開催中17回出席 ○監査等委員会 15回開催中15回出席	法務に関する豊富な経験や幅広い知識と見識に基づき、取締役会等において有益かつ率直な意見・提言を行うとともに、監査等委員として積極的に監査活動を実施しております。 また、任意の指名・報酬委員会の委員としても公平中立な観点からの言動により当社の意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。
取締役 監査等委員 行方 洋 一	6年9ヶ月	○取締役会 17回開催中17回出席 ○監査等委員会 15回開催中15回出席	取締役会議長として、的確かつ有効的な議事運営を行っており、当社意思決定の健全性と透明性に大きく寄与しております。 また、法務、金融関連業務に関する豊富な経験と高い見識・専門性を活かし、監査等委員としても、積極的に監査活動を実施しております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

区分	支給 人数	銀行から の報酬等	銀行からの報酬等の種類別の総額				銀行の親会社等 からの報酬等
			基本報酬	賞与	株式報酬		
					非業績連動部分	業績連動部分	
報酬等の合計	5名	54	54	-	-	-	-

(注) 上記人数には、2024年6月26日に退任した取締役（監査等委員）1名を含んでおります。

(4) 社外役員の意見

該当事項はありません。

4 当社の株式に関する事項

(1) 株式数	発行可能株式総数	400,000千株
	発行済株式の総数	197,139千株
	（うち自己株式	13,209千株)

(注) 株式数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

(2) 当年度末株主数	23,345名
-------------	---------

(3) 大株主（上位10名）

株主名	当社への出資状況	
	持株数（千株）	持株比率（%）
株式会社クレディセゾン	35,089	19.07
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	17,131	9.31
明治安田生命保険相互会社	7,351	3.99
INDUS SELECT MASTER FUND, LTD.	6,137	3.33
ARIAKE MASTER FUND	6,129	3.33
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	5,549	3.01
一般財団法人スルガ奨学財団	5,401	2.93
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	4,332	2.35
MSCO CUSTOMER SECURITIES	4,087	2.22
損害保険ジャパン株式会社	4,029	2.19

(注) 1 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。

2 当社は、自己株式13,209千株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。

なお、自己株式には、株式付与ESOP信託が保有する当社株式（256千株）は含まれておりません。

3 持株比率は、発行済株式総数から自己株式を控除して算出し、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。

(4) 役員保有株式

	株式の交付を受けた者の人数	株式の種類及び種類ごとの数
取締役（監査等委員であるもの及び社外取締役を除く。）	1人	普通株式 157,000株
社外取締役（監査等委員であるものを除く。）	—	—株
監査等委員である取締役	—	—株

(注) 1 表中の株式は、当事業年度中に職務執行の対価として交付した当社株式を記載しております。

2 当社の株式報酬の内容につきましては、「2. 会社役員（取締役）に関する事項（2）会社役員に対する報酬等」に記載しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

(自己株式の消却)

2024年4月4日の当社取締役会決議により、以下のとおり自己株式を消却いたしました。

消却した株式の種類及び数	普通株式	35,000千株
消却日	2024年4月30日	

消却後の当社の発行済株式総数は、197,139,248株となりました。

(自己株式の取得)

2024年4月4日の当社取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式	6,000千株
取得価額の総額	6,505百万円	
取得期間	2024年5月13日～2024年9月17日	

2025年2月6日の当社取締役会決議により、以下のとおり自己株式を取得いたしました。

取得した株式の種類及び数	普通株式	3,029千株
取得価額の総額	3,999百万円	
取得期間	2025年2月7日～2025年3月31日	

取得した株式の種類及び数	普通株式	1,470千株
取得価額の総額	1,812百万円	
取得期間	2025年4月1日～2025年4月7日	

(自己株式の取得並びに自己株式の公開買付け及び市場買付け)

当社は、2025年5月12日開催の取締役会において、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第459条第1項の規定による当社定款の規定に基づく自己株式の取得、並びにその具体的な取得方法として、自己株式の公開買付け及び市場買付けを行うことを決議いたしました。

取得対象株式の種類	普通株式
取得し得る株式の総数	12,500,000株（上限） （2025年3月31日時点の発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合6.80%（小数点以下第三位を四捨五入））
株式の取得価額の総額	15,000,000,000円（上限）
取得期間	2025年5月13日～2026年1月31日
取得方法	取得し得る株式の総数のうち6,212,910株については、「自己株式の公開買付け」による取得を予定しております。取得し得る株式の総数のうち、本公開買付けにおいて取得されなかった株式については、市場買付けの方法により取得することを予定しております。

詳細につきましては、2025年5月12日に公表しました「自己株式の取得並びに自己株式の公開買付け及び市場買付けに関するお知らせ」をご参照ください。

5 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
EY 新日本有限責任監査法人		
指定有限責任社員 岩崎 裕男	153	-
指定有限責任社員 藤間 信貴		

- (注) 1 当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額は、171百万円であります。
2 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分し
ておらず、実質的にも区分できないため、上記当該事業年度に係る報酬等の額には、これらの合計額を記載しております。
3 会計監査人の報酬等について監査等委員会が同意した理由
監査等委員会は、社内関係部署及び会計監査人から必要な資料を入手し、かつ、報告を受け、監査計画の内容、前期会計監
査人の職務遂行状況、報酬見積りの算出根拠の適切性・妥当性を確認した結果、会計監査人の報酬等について、監査品質を
維持向上していくために合理的な水準であると判断し、同意しました。

(2) 責任限定契約

該当事項はありません。

(3) 補償契約

該当事項はありません。

(4) 会計監査人に関するその他の事項

イ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合には、解任を検討いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難であると認められる場合には、会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出する方針です。

ロ 会社法第444条第3項に規定する大会社である場合には、当社の会計監査人以外の公認会計士又は監査法人が、当社の重要な子会社及び子法人等の計算関係書類の監査をしているときは、その事実

該当事項はありません。

6 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当事項はありません。

7 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において、業務の適正を確保するための体制の整備に係る基本方針（内部統制システム構築の基本方針）を次のとおり決議しております。

（1）取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①取締役会は、職務決裁権限規程等を整備し、決裁区分を明確にするとともに、取締役会や取締役が執行を監督する体制整備を行っております。
- ②当社の役職員による全ての行動・判断の基準となるコンプライアンス憲章を策定し、経営者は自らが率先して実践するほか、社員への継続的な教育・研修などの機会に繰り返し伝えております。また、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理の行動計画であるコンプライアンス・プログラムを毎年度策定し、継続的にコンプライアンス憲章の浸透を図っております。
- ③役職員の行動基準となるコンプライアンス憲章を実践するうえで必要な事項を定めたコンプライアンス規程その他の関連規程を制定し、その徹底を図っております。
- ④取締役会は、コンプライアンス憲章の実践を阻害する事象・要因をコンプライアンス・リスクと捉え、第2線及び第3線に十分な資源を配分した「スリーライン・ディフェンス」（第1線の営業店等、第2線の審査本部等のリスクに対する監視を行う管理部門、第3線の内部監査部）の枠組みにより、執行部が、コンプライアンス・リスク管理態勢を整備・運用しているか、監視しております。
 - 1) 支店長をはじめとする営業店等（第1線）のリスク・オーナーシップを醸成して自律的なリスク管理を実現するとともに、支店長を補佐するコンプライアンス・リーダー及びコンプライアンス・リーダーを支援するコンプライアンス・エリアサポーターを配置し、コンプライアンス・リスク管理の状況がコンプライアンス統括部に報告される体制を整備し、牽制機能を発揮させております。
 - 2) リスクに対する監視を行う管理部門（第2線）は、独立した立場から、営業店等（第1線）の自律的なリスク管理を支援・牽制しております。また、コンプライアンス統括部は、コンプライアンス・リスクを全社的に把握・評価して統合的に管理しております。
 - 3) 社長直轄の内部監査部（第3線）が独立した立場からリスクベース・アプローチに基づき内部監査を実施し、各営業店のコンプライアンス・リスク管理態勢等を監査するとともに、コンプライアンス統括部によるリスク管理態勢等を監査しております。また、内部監査部は、経営に正確なアシュアランスと示唆のあるコンサルティングを提供する経営監査の実現に向けた体制整備を進めてまいります。
- ⑤コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理に関する重要事項の審議機関として、コンプライアンス委員会を設置しております。コンプライアンス委員会において審議した内容は、定期的に取締役会に報告しております。
- ⑥コンプライアンスを推進・実現する最高責任者としてC C O（Chief Compliance Officer）を設置しております。
- ⑦役職員の法令違反等に関する通報を受け付ける内部通報制度やお客さまの苦情及び当局・銀行協会等を通じて把握した苦情・通報等のリスク情報が取締役会に適切に報告さ

れる体制を整備しております。

- ⑧社員が法令違反等又はその可能性を認識した場合には、内部通報窓口又は所属長等に速やかに報告しなければならず、報告を受けた所属長等は直ちにコンプライアンス統括部に報告しなければならないことを「コンプライアンス規程」等に定め、社員に浸透させております。またコンプライアンス統括部は、法令違反等の内容が重大である場合は、その内容を直ちにＣＣＯに報告しております。ＣＣＯは、必要に応じて速やかに取締役会及び監査等委員会へ報告し、違法又は不適切な行為に対し、速やかに是正・再発防止措置を取るほか、経営に影響を与える恐れのある悪い知らせを速やかに組織的に共有し、対処することの必要性を社員に徹底しております。
- ⑨内部通報制度の実効性を高めるため、役員の不正行為等の通報先として監査等委員通報窓口を設置しております。受付担当監査等委員は、必要がある場合にはＣＣＯに対して通報内容等を報告するほか、監査等委員会は、調査の結果、コンプライアンス違反行為等が認められた場合には、コンプライアンス委員会に調査結果等を報告のうえ、再発防止策等の必要な措置を講じるよう勧告等を行うことができます。
- ⑩法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒を含めた厳正な対処を行っております。
- ⑪健全な企業文化を醸成するため、全ての役職員に対し融資業務や法令等遵守に関して銀行員として備えるべき知見を身につけさせる教育・研修を実施する体制や中長期的な社員の成長や仕事に対する取組みなどのプロセスを重視した評価制度を整備しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ①取締役の職務の執行に係る情報は、法令及び各種の社内規程等に基づき、各会議の議事録及び職務執行の重要な指示・伝達事項その他の文書等を適切かつ確実に保存・管理しております。また、取締役及び内部監査部がこれらの文書等を常時閲覧できる体制、及び執行部に対して報告を求めることができる体制としております。
- ②情報資産の機密性、完全性、可用性確保の観点から、情報資産の重要度に応じて管理レベルを分け、情報の管理が有効に機能する体制としております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①当社は、適正なリスク管理態勢を構築するため、統合的リスク管理規程を整備し、統合的リスク管理部門を設置しております。統合的リスク管理体制の構築にあたっては、リスクアペタイト・フレームワークを用い、中期経営計画等の事業戦略と整合させつつ、持続可能なビジネスモデルを構築する取組みを計画・実践・モニタリング・修正する体制を構築しております。また、個別の各種リスク管理に関する社内規程等を整備し、信用リスクやコンプライアンス・リスク、システムリスク、市場リスク等の個別のリスクを管理する各種リスク委員会を設置するとともに、銀行業務に関わる全てのリスクを管理対象とする統合リスク管理委員会を設け、各種リスクを総括的に管理する体制を構築

しております。

- ②収益とリスクのバランスを最適化するために許容するリスクの種類とリスク量を明確化し、配賦したリスク資本の使用状況や収益性・健全性の観点から予め設定した指標をモニタリングすることにより、リスク管理態勢の強化を図っております。
- ③融資審査管理態勢については、第1線の営業店等、第2線の審査本部等、第3線の内部監査部が組織的にリスク管理する「スリーライン・ディフェンス」の重要性を認識した態勢を構築しております。営業店等のリスク・オーナーシップ（リスクテイクと管理の責任を負う主体であること）意識を醸成する教育・研修を行い、融資相談段階から適正な与信判断を行う体制としております。
- ④審査本部が貸出金ポートフォリオ分析その他各種信用リスク分析を行い、信用リスク委員会で審議及び報告された事項を業務執行会議に報告するとともに、重要な審議・報告事項は、取締役会に報告する体制とし、信用リスク管理を適切に行っております。
- ⑤重要な新商品・新サービスの導入時にはリスクアセスメントを実施し、リスクを評価し、取締役会の了承を得ております。また、導入後の事後検証を実施し、コンプライアンス委員会に報告する体制を整備しております。
- ⑥市場運用管理態勢については、市場金融部に市場運用を行う部門と市場・流動性リスクの管理部門を設け、相互牽制機能が発揮できる態勢としております。また、ALM委員会は有価証券等の保有状況、限度枠及び管理基準の順守状況と使用状況等のモニタリングを行い、審議内容を業務執行会議へ報告し、必要に応じて取締役会へ報告しております。
- ⑦内部監査部は、社長直轄として独立性を確保して監査を行い、監査等委員会との連携を強化しております。内部監査部長は、内部監査の結果を、月次で社長及び監査等委員会並びにコンプライアンス関連事項はコンプライアンス委員会に報告しております。また、取締役会には3ヵ月に1度報告しております。当社のリスク・マネジメント、コントロール及びガバナンスに影響を及ぼす重大な事象を発見した場合には、速やかに社長及び監査等委員会並びに取締役会に報告しております。
- ⑧取締役会は、内部監査部がリスクアセスメントに基づく監査を行い、リスク管理態勢の有効性及び適切性に関する監査を行う体制を整備しております。
- ⑨災害や事故等の不測の事態発生時は、社内規程等に基づき、社長を本部長とする緊急対策本部を設置し、迅速な対応を行っております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①代表取締役及び執行役員で構成し、社長を議長とする業務執行会議を設置し、業務執行に係る事項の審議を行っております。業務執行会議の議題、資料は全ての取締役にも共有し、議長は業務執行会議の内容を原則月1回取締役会に報告しております。
- ②執行役員制度を採用して経営の意思決定・監督と業務執行を分離しております。
- ③社長は、当社の最高経営責任者として、取締役会の定める方針に基づき、当社の業務を統括しております。

- ④取締役会は、各種規程等により業務執行者の権限を明確にし、効率的な業務運営体制を整備しております。
- ⑤取締役会は、当社の進むべき方向性及び具体的な数値目標を示した中期経営計画を審議し、進捗状況について定期的に報告させ、業務の執行を監督しております。
- ⑥取締役会は、任意の指名・報酬委員会を設置し、役員等の指名・報酬など重要な事項について取締役会に対して勧告を行う体制としております。

(5) 当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ①取締役会は、執行部が、当社及び連結子会社等から成る企業集団の役職員にコンプライアンス憲章を浸透させることを支援、監視しております。
- ②連結子会社等管理規程、監査等委員会に対する報告規程その他の社内規程等を定め、連結子会社等から総合企画本部企画部へ、事前協議、報告を行う体制を整備するほか、連結子会社等の経営に重大な影響を与える事項については当社へ協議、承認を求める体制を整備しております。
- ③内部監査規程を定め、当社の内部監査部が連結子会社等に対する内部監査を実施し、リスク管理の状況について、実効性のあるモニタリング等を実施する内部監査態勢を整備・運用しております。また、当社は、統合的リスク管理規程を定め、連結子会社等のリスク管理を行う体制としております。
- ④当社及び連結子会社等は、組織規程その他の社内規程等に基づき、連結子会社等の取締役等の職務の執行が適正かつ効率的に行われることを確保する体制を構築しております。
- ⑤当社及び連結子会社等は、使用人等がコンプライアンス上の問題につき直接コンプライアンス統括部及び外部の法律事務所等に報告・相談できる窓口を設置するなど、実効的な内部通報制度を整備し、運用しております。
- ⑥当社及び連結子会社等は、会計基準その他関連する諸法令等を遵守し、財務報告の適正性を確保するための内部管理体制を整備しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ①監査等委員会に直属する監査等委員会事務局を設置し、監査等委員会の職務の補助に専従する使用人を置いております。
- ②監査等委員会補助者は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令に従います。監査等委員会補助者の人事考課、人事異動、懲戒処分は、監査等委員会の同意を得ることとしております。
- ③内部監査部が監査等委員会から監査、報告等の要請を受けた場合は、当該要請に関しては専ら監査等委員会の指示に従い、社長の指揮命令を受けないこととしております。
- ④内部監査部長の人事考課、人事異動、懲戒処分については、監査等委員会の同意を得た

うえで行います。

(7) 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ① 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が、法令及び社内規程等に基づき監査等委員会に報告を行います。また、監査等委員会は、業務執行に関する事項の報告を求めることができます。
- ② 当社及び連結子会社等は、監査等委員会に報告をした者に対し、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行いません。
- ③ 監査等委員会は、必要に応じ、当社及び連結子会社等の会計監査人、取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）、内部監査部、コンプライアンス統括部等に属する使用人その他の者に対して報告を求めることができます。
- ④ 監査等委員会が選定する監査等委員は、業務執行会議及びリスク委員会規程に定める各リスク委員会並びにコンプライアンス委員会に出席し、意見を述べることができます。
- ⑤ 監査等委員会は、内部監査部が実施した連結子会社等に対する内部監査結果について、内部監査部から報告を受けることとしております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査等委員会は、会計監査人、内部監査部、コンプライアンス統括部とそれぞれ又は複数の部門で、定期的に意見交換を行うなど連携を強化するとともに、代表取締役と定期的に会合を持ち、相互認識を深めるよう努めております。
- ② 監査等委員会は、監査等委員の円滑な職務の遂行を確保するため、独自に顧問弁護士と契約し、必要に応じて助言を得ることができます。
- ③ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）に係る費用等については、請求があれば速やかに支払い、必要に応じて前払いを行うこととしております。

(9) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ① 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
当社及び連結子会社等は、公共の信頼を維持し、業務の適切性・健全性を維持するために、反社会的勢力とは銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提

供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係を遮断し、反社会的勢力を排除することとし、その旨を内容とする基本方針を定め、ホームページにて公表しております。

②反社会的勢力排除に向けた整備状況

1) 社内規則の整備状況

上記①の基本方針に則り、具体的な内容を社内規程等に定めております。

2) 対応統括部署及び不当要求防止責任者

コンプライアンス統括部内にAML／CF T対策室を設置し、反社会的勢力に関する対応を統括する専門部署として、反社会的勢力との取引排除に関する企画・統括等の対応を行っております。また、不当要求防止責任者を各営業拠点・本部部署等に設置し、反社会的勢力からの不当要求に対応する体制を整備しております。

3) 外部の専門機関との連携状況

コンプライアンス統括部AML／CF T対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び分析を行うとともに、同室が情報を一元的に管理し、警察、暴力団追放運動推進センター、反社会的勢力対応を専門とする弁護士、AML／CF Tにかかる態勢整備を専門とする外部コンサルティング会社等、外部専門機関との緊密な連携体制を構築するほか、各営業店においては、最寄の警察署等との協力体制を構築しております。また、反社会的勢力への対処にあたっては、役職員の安全を最優先に確保するよう配慮しております。

4) 反社会的勢力に関する情報の収集・管理状況

コンプライアンス統括部AML／CF T対策室が、反社会的勢力に対する情報収集及び一元的な管理を行っております。

5) 対応マニュアルの整備状況

反社会的勢力への対応に関する規程等を整備し、反社会的勢力に対する対応方法を規定するとともに、反社会的勢力との取引謝絶及び取引解消に係る有効性を検証し、継続的に見直しを行っております。

6) 研修活動の実施状況

反社会的勢力への対応につき、反社会的勢力との一切の関係遮断や、AML／CF Tに係る顧客管理の強化について、その必要性の認識を深め、対応策について十分な理解を得るため、役職員に対し研修活動を継続的に実施しております。

8 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における当社の業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・職務決裁権限規程により決裁権限区分を明確化するとともに、業務執行会議で審議・報告された内容は定期的に取締役会に報告しております。
- ・当社はコンプライアンス憲章の実践活動を当社のコンプライアンスとして定義すること並びにコンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理を経営上の最重要課題であることをコンプライアンス規程に定めるとともに、各店舗はコンプライアンス憲章の「実践活動宣言」を策定し、その実践に努めております。
- ・全社員向け継続研修をはじめとする各種研修において、コンプライアンス憲章の本質的な理解度・浸透度・実践度を確認し、更なる意識醸成に努めるとともに、実践活動の振り返りを継続的に行っております。
- ・コンプライアンス憲章の理解・浸透・実践を図るため、コンプライアンスの推進及びコンプライアンス・リスク管理にかかる具体的行動計画としてコンプライアンス・プログラムを年度毎に策定しております。また、所属長を補佐するコンプライアンス・リーダーを全部店へ配置するとともに、コンプライアンス統括部内にコンプライアンス・リーダーの活動を支援する、コンプライアンス・エリアサポーターを配置し、各店舗の自律的なリスク管理の支援・牽制に努めております。また、営業店等のリスクを可視化するリスクマップ作業ツールを営業店等に展開し、リスク対応力向上を図っております。
- ・営業店の業務リスクを把握・管理するため、業務検証室の臨店検証チームが営業店を臨店し、自店検査実施結果を検証しております。2024年12月には「貸金庫鍵」の一斉指令検証を実施したほか、ATMを含めた一斉指令検証を不定期で実施するなど、牽制活動を行うとともに、業務手続の遵守状況を確認しております。
- ・内部監査部門は、業務執行ラインから独立した組織として、組織活動の有効性等についての客観的・独立的なアシュアランス・コンサルティングを提供するため、リスクアセスメントに基づくリスクベース監査を実施しております。営業店等監査においては、主にエリアを対象範囲として、総合監査を14拠点（39店舗）実施しました。本部等監査においては、テーマ別監査として「貸出金利変動リスク対応状況」等、定例監査として「マネーローダリング管理態勢（FATF）」・「反社情報照会システム」監査を実施しました。
- ・CCOを委員長とするコンプライアンス委員会を12回開催し、コンプライアンス・リスク管理に関する重要事項について適切な審議・報告が行われました。報告されたリスク情報等については、四半期毎に取締役会に報告しております。
- ・法令等に反する行為や不正な行為が認められた場合は、懲戒審査委員会で処分内容を審議しております。
- ・半期毎に開催している全社員向け継続研修において、融資業務や法令等遵守に関する基本ルール、各部署における取組み状況等の説明を実施しております。
- ・社員の評価においては、半期の業績への貢献度を「業績評価」、中長期の社員の成長度

を「人事評価」とする評価制度を導入しており適正な運用が図られるよう評価者研修も実施しております。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行に係る情報について、法令及び社内規程等に基づき、適切かつ確実に保存・管理しております。取締役会議事録については、法定の備置期限である10年を超えた永年保管としております。また、業務執行会議や各種リスク委員会等の業務執行に係る重要な会議の議事録については、社内規程等を遵守し、厳格に保存管理しております。
- ・セキュリティリスク・ポリシーに基づき、情報の管理が有効に機能する体制を整備しております。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・リスク管理に基づく各種社内規程に基づき、ALM委員会を13回、信用リスク委員会、システムリスク委員会、業務リスク委員会を各12回開催し、リスクの個別管理を行うとともに、銀行業務に関わる全てのリスクを管理する統合リスク管理委員会を12回開催し、各種リスクの統合的な管理を行いました。これらの委員会の審議及び報告された事項は、速やかに業務執行会議に報告し、重要な事項については取締役会において審議しております。
- ・取締役会はリスクアペタイト・ステートメントを策定し、全社レベル及びリスク・カテゴリー毎に、「基本方針」及び「リスクリミット」について明確化・可視化し、リスク管理態勢の強化に努めております。
- ・内部監査部は監査等委員会との連携を強化するため、内部監査結果を報告し、意見交換する機会を11回設けました。また、四半期毎に内部監査結果を取締役に報告しているほか、リスクアセスメントに基づく内部監査計画を策定しております。
- ・自然災害等の不測の事態に備える訓練の実施等、災害や事故等の不測の事態発生時の業務継続体制の向上に努めております。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役の職務執行の効率性を確保するため、代表取締役及び執行役員で構成された業務執行会議を20回開催し、業務執行に関する迅速な意思決定を行っております。また、審議内容及び中期経営計画の進捗状況等は定期的に取締役会へ報告しております。
- ・指名・報酬委員会は取締役等の指名・報酬等の重要な事項について、取締役会の諮問を受けて審議し、その結果を取締役に勧告しております。

(5) 当社及び連結子会社等から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・コンプライアンス憲章を実践するための具体的な行動計画であるコンプライアンス・プログラムにおいて、グループベースのコンプライアンス体制強化を掲げ、企業理念・コンプライアンス憲章を浸透させるための具体的な取組みを進めております。

- ・連結子会社等の業務の適正を確保するため、「連結子会社等管理規程」等に基づき、グループ全体の経営管理を適切に行う体制を構築しております。
- ・連結子会社等のリスク管理状況を把握するため、内部監査部による連結子会社等のリスクアセスメントを行い、モニタリング等を実施しております。
- ・当社及び連結子会社等の社員等が、コンプライアンス上の問題について、コンプライアンス統括部や外部の法律事務所等に相談・報告できる内部通報窓口を整備し、運用しております。
- ・財務報告に係る内部統制については「財務報告に係る内部統制評価規程」等に基づき、グループ全体の内部統制状況の適正な評価を実施しております。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人及び当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性並びに当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ・監査等委員会の職務を補助すべき専任の使用人として、監査等委員会事務局に監査等委員会補助者を配置しております。当該監査等委員補助者は、取締役（監査等委員である取締役は除く。）から独立した立場を堅持し、監査等委員会の指揮命令を遵守することにより、監査等委員会の職務の遂行を適切に補助しております。

(7) 当社及び連結子会社等の取締役（当社の監査等委員である取締役を除く。）及び使用人等又はこれらの者から報告を受けた者が監査等委員会に報告をするための体制及び監査等委員会へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ・当社は、当社及び連結子会社等の取締役並びに使用人等が、「監査等委員会に対する報告規程」及び「コンプライアンスヘルプライン規程」に基づき、監査等委員会に報告を行う体制とするとともに、監査等委員会への報告者が通報等を行ったことを理由に不利益が生じないよう適切な対応を行っております。
- ・監査等委員会は、連結子会社の取締役及び監査役等と年2回の連携会議を実施しているほか、業務執行会議や各種リスク委員会など重要な会議に出席し、当社及び連結子会社等の重要なリスク等の把握に努めております。
- ・監査等委員会は、年間の監査計画に沿って連結子会社への監査を実施し、そこで把握した課題を取締役会へ報告・提言しております。

(8) 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、会計監査人より随時報告を受けるとともに内部監査部、コンプライアンス統括部との連携会議を実施しております。加えて定期的に代表取締役と意見交換会を開催しております。
- ・監査等委員会は、監査等委員の業務が円滑に遂行できるよう、独自に顧問弁護士と契約

- し、必要に応じて助言を得ております。
- ・監査等委員の職務執行に係る費用については、監査等委員の請求に応じて速やかに支払っております。

(9) 反社会的勢力との関係を遮断し、排除するための体制

- ・当社は反社会的勢力との関係について、銀行での取引のみならず、他社との提携による金融サービスの提供などの取引を含め、グループ一体となって一切の関係の遮断、排除すること等を基本方針とし、公表しております。
- ・コンプライアンス統括部AML／CFT対策室を反社会的勢力に関する情報管理の所管部署として、情報収集及び分析、外部専門機関との連携を行っており、反社会的勢力への対応強化に努めております。また、営業店には不当要求防止責任者を配置するとともに、最寄りの警察署等との連携を強化し、反社会的勢力の排除の推進と安全性の確保に努めております。

9 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

10 親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

11 会計参与に関する事項

該当事項はありません。

12 その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがある場合は、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当社は、資本の健全性や成長のための投資との最適バランスを検討し、株主還元の充実に努めることを株主還元の基本方針としたうえで、配当性向30%程度を目安とした安定配当を基本方針としております。また、自己株式の取得については、資本効率の向上に資する株主還元策として、業績・資本の状況、成長投資の機会及び株価を含めた市場環境を考慮し、機動的に実施いたします。

内部留保につきましては、企業価値の向上に資するべく、成長力の維持及び競争力の確保のための原資として活用してまいります。

この基本方針に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき14.5円とさせていただきます。なお、中間期において、中間配当1株につき14.5円を実施いたしておりますので、当期の年間配当金は1株につき29円となります。

なお、2024年度に実施した自己株式の取得等については、23頁をご覧ください。

連結貸借対照表

(2025年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	693,361	預 金	3,148,418
コールローン及び買入手形	125,000	その他負債	15,006
買入金銭債権	115,621	賞与引当金	486
商品有価証券	44	役員賞与引当金	20
金銭の信託	99	退職給付に係る負債	284
有価証券	328,956	株式報酬引当金	738
貸出金	2,192,835	睡眠預金払戻損失引当金	114
外国為替	1,217	偶発損失引当金	62
リース債権及びリース投資資産	5,922	繰延税金負債	206
その他資産	33,236	支払承諾	1,112
有形固定資産	28,948	負債の部合計	3,166,449
建物	8,847		
土地	16,695	(純資産の部)	
リース資産	63	資本金	30,043
建設仮勘定	10	資本剰余金	-
その他の有形固定資産	3,331	利益剰余金	263,807
無形固定資産	9,533	自己株式	△13,346
ソフトウェア	8,069	株主資本合計	280,503
のれん	906	その他有価証券評価差額金	14,631
リース資産	40	繰延ヘッジ損益	15
ソフトウェア仮勘定	262	退職給付に係る調整累計額	556
その他の無形固定資産	254	その他の包括利益累計額合計	15,203
退職給付に係る資産	21,718	非支配株主持分	111
繰延税金資産	6,424	純資産の部合計	295,818
支払承諾見返	1,112		
貸倒引当金	△101,763	負債及び純資産の部合計	3,462,268
資産の部合計	3,462,268		

連結損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		91,092
資金運用収益	68,425	
貸出金利息	60,484	
有価証券利息配当金	2,962	
コールローン利息及び買入手形利息	376	
預け金利息	1,722	
その他の受入利息	2,879	
役務取引等収益	8,650	
その他の業務収益	4,133	
国債等債券売却益	3	
国債等債券償還益	1,123	
その他の業務収益	3,007	
その他の経常収益	9,882	
貸倒引当金戻入益	3,246	
償却債権取立益	5,968	
株式等売却益	1	
その他の経常収益	666	
経常費用		64,932
資金調達費用	2,551	
預金利息	2,543	
その他の支払利息	8	
役務取引等費用	9,867	
その他の業務費用	5,533	
国債等債券売却損	1,249	
国債等債券償還損	1,525	
その他の業務費用	2,758	

(単位：百万円)

科 目	金 額	
営 業 経 費	37,708	
そ の 他 経 常 費 用	9,271	
貸 出 金 償 却	6,971	
株 式 等 償 却	0	
そ の 他 の 経 常 費 用	2,299	
経 常 利 益		26,159
特 別 利 益		851
固 定 資 産 処 分 益	817	
そ の 他 の 特 別 利 益	33	
特 別 損 失		2,294
固 定 資 産 処 分 損	887	
減 損	1,406	
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		24,717
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	2,628	
法 人 税 等 調 整 額	1,907	
法 人 税 等 合 計		4,536
当 期 純 利 益		20,180
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		3
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		20,177

損益計算書

(2024年4月1日から
2025年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目		金 額	
経	常 収 益		83,186
資	金 運 用 収 益	64,528	
	貸 出 金 利 息	56,620	
	有 価 証 券 利 息 配 当 金	2,930	
	コ ー ル オ ー ン 利 息	376	
	預 け 金 利 息	1,722	
	金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	0	
	そ の 他 の 受 入 利 息	2,878	
信 役	託 報 酬	0	
	務 取 引 等 収 益	7,546	
	受 入 為 替 手 数 料	1,210	
	そ の 他 の 役 務 収 益	6,335	
そ の 他	業 務 収 益	1,128	
	外 国 為 替 売 買 益	1	
	国 債 等 債 券 売 却 益	3	
	国 債 等 債 券 償 還 益	1,123	
そ の 他	経 常 収 益	9,982	
	貸 倒 引 当 金 戻 入 益	3,618	
	償 却 債 権 取 立 益	5,907	
	株 式 等 売 却 益	1	
	金 銭 の 信 託 運 用 益	0	
	そ の 他 の 経 常 収 益	454	
経	常 費 用		57,537
資	金 調 達 費 用	2,551	
	預 金 利 息	2,544	
	そ の 他 の 支 払 利 息	7	
信 役	務 取 引 等 費 用	9,588	
	支 払 為 替 手 数 料	669	
	そ の 他 の 役 務 費 用	8,919	
そ の 他	業 務 費 用	2,775	
	商 品 有 価 証 券 売 買 損	0	
	国 債 等 債 券 売 却 損	1,249	
	国 債 等 債 券 償 還 損	1,525	

(単位：百万円)

科 目							金 額	
営	業	経	費				34,693	
そ	の	他	常	費	用		7,927	
	貸	出	金	償	却		6,815	
	株	式	等	償	却		0	
	そ	の	他	の	経	常	費	用
							1,111	
経	常	利	益					25,649
特	別	利	益					851
	固	定	資	産	処	分	益	817
	そ	の	他	の	特	別	利	益
								33
特	別	損	失					2,258
	固	定	資	産	処	分	損	851
	減	損	損	損	損	損	損	1,406
税	引	前	当	期	純	利	益	24,241
法	人	税、	住	民	税	及	び	事
法	人	税	税	等	調	整	業	税
法	人	税	等	等	調	整	額	2,498
							額	1,959
							計	
							計	4,457
当	期	純	利	益				19,784

会計監査人の連結計算書類監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

スルガ銀行株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩崎 裕男
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤間 信貴
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、スルガ銀行株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2025年5月9日

スルガ銀行株式会社
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 岩 崎 裕 男

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 藤 間 信 貴

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、スルガ銀行株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第214期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2024年4月1日から2025年3月31日までの第214期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、インターネット等を経由した手段も活用しながら、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- ① 監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準及び内部統制システムに係る監査等委員会監査の実施基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、企業理念の実現に向けたコンプライアンス憲章の浸透及び実践状況の監査等を重点監査項目に設定し、当社の内部監査部門その他内部統制部門と連携の上、業務執行会議及びコンプライアンス委員会等の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店における業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社に対し事業の報告を求め、その業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ② 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。なお、監査上の主要な検討事項については、会計監査人EY新日本有限責任監査法人と協議を行うとともに、その監査の実施状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

④ 当社は、投資用不動産融資に係る不祥事の再発防止及びお客さまや社会からの信頼回復に向け、2019年に企業理念及びコンプライアンス憲章を制定するとともに、2025年度までの中期経営計画を策定いたしました。監査等委員会は、企業理念の実現に向けた取締役会の対応とその進捗を引続き注視してまいります。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 E Y 新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2025年5月9日

スルガ銀行株式会社 監査等委員会

監査等委員（常勤） 秋 田 達 也 ㊞

監査等委員 野 下 え み ㊞

監査等委員 行 方 洋 一 ㊞

(注) 監査等委員 野下えみ及び行方洋一は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上